

令和6年度暫定再任用教職員選考実施要綱

島根県教育委員会

1 対象者

退職時に、県立学校に在籍する教育職員、教育庁及び教育機関に在籍する専門的教育職員又は市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員であって、昭和34年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者（令和6年4月1日時点で満61歳から満64歳の者）のうち、次のいずれかに該当する者

- (1) 定年退職者
- (2) 定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 令和6年3月31日において、退職日の翌日から起算して5年を経過していない者
 - イ 令和6年3月31日において、退職日の翌日から起算して5年を経過している者で、再任用をされたことのある者

2 職務内容

暫定再任用教職員は正規の教職員であり、現行の常勤教職員と同様の恒常的で本格的な職務に従事する。

本人の希望、職歴・資格等を勘案して決定するが、原則として、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員又は主任の職（退職時に県立学校に在籍する教育職員にあつては、県立学校の教育職員、退職時に、市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員にあつては、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の教職員）に任用する。

なお、勤務形態が短時間勤務となる場合の職務内容は以下のとおりである。

また、常勤勤務、短時間勤務を問わず、教育庁、教育機関等において、指導主事等の職務に従事する場合がある。

- (1) 県立学校における暫定再任用短時間勤務教育職員

職名	概要
教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員	フルタイム常勤職員と同様の職務を担当する。

- (2) 市町村立小学校、中学校及び義務教育学校における暫定再任用短時間勤務教職員

① 教諭

本人の希望、職歴・資格等を勘案して以下のいずれかの類型の職務に従事する。

類型	概要
教科指導型	主として、教科等の授業に係る業務を担当する。また、校務分掌業務も担当する。なお、学校や地域の状況によっては、複数校を兼務する場合がある。
人材育成型	主として、教員の授業力向上に係る業務、児童生徒対応への指導力向上に係る業務又は学校管理サポートに係る業務を担当する。なお、複数校を兼務することを基本とする。

② 養護教諭・栄養教諭・事務職員

教職員の資質向上や地域の学校全体のサポートに係る業務を担当する。なお、複数校を兼務することを基本とする。

3 勤務地

本人の希望地域を基本とする。

4 任期

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間。
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間で、1月以上12月未満。ただし、(1)の1年間の基本とする。

5 勤務条件

(1) 勤務形態

① 県立学校における暫定再任用教育職員

ア 常時勤務（週38時間45分勤務）

イ 短時間勤務（週15時間30分～31時間勤務）

※本人の希望等を考慮して決定するが、アの常時勤務を原則とする。

② 市町村立小学校、中学校及び義務教育学校における暫定再任用教職員

ア 常勤勤務（週38時間45分勤務）

イ 短時間勤務（週31時間勤務 ※1週間ごとの勤務時間を週4日、1日当たり7時間45分勤務で割り振ることを基本とする。）

※本人の希望等を考慮して決定するが、アの常勤勤務を基本とする。

(2) 給料

県立学校の教育職員の給与に関する条例、職員の給与に関する条例又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に基づき、従事する職の職務の級に応じた給料月額を支給する。

なお、短時間勤務教職員の給料月額については、次表の給料月額に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額とする。

また、私傷病による休職の場合は、給料及び期末手当の100分の80以内を支給する。

ア 教育職

職名	給料表	職務の級	給料月額
教諭、養護教諭、栄養教諭、 指導主事等	高等学校等教育職	2級	276,132円
	中学校・小学校等教育職	2級	272,910円
実習助手、寄宿舎指導員	高等学校等教育職	1級	235,563円

※上記の給料月額に、教職調整額は含まない。

※上記の給料月額は、令和5年4月1日現在。

イ 行政職

職名	給料表	職務の級	給料月額
主任	行政職	3級	256,904円

※上記の給料月額は、令和5年4月1日現在。

(3) 手当

県立学校の教育職員の給与に関する条例、職員の給与に関する条例又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に基づき支給する。

なお、次の手当については、再任用教職員以外の常勤教職員とは取扱いが異なる。

ア 期末・勤勉手当 2. 20月分（期末手当1. 15月、勤勉手当1. 05月）※令和5年4月1日現在

イ 支給しない手当

(7) 生活関連手当（扶養手当、住居手当）

(4) 人材確保を目的とする手当（特地勤務・準特地勤務手当、へき地手当・準へき地手当）

(7) 退職手当

ウ 短時間勤務教職員が減額調整される手当

(7) 通勤手当（1箇月当たりの通勤回数が、平均して10回に満たない場合は手当額を半額とする。）

(4) 時間外勤務手当（正規の勤務時間と時間外勤務の時間の合計が7時間45分までは、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額）

(4) 休暇等

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例、職員の休日及び休暇に関する条例又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に基づき付与する。

なお、短時間勤務教職員については、勤務日の1日当たりの平均勤務時間数を1日とする。

また、次の休暇については、現行の常勤教職員と取扱いが異なる。

ア 私傷病休暇 90日以内の期間とする。

イ 年次有給休暇 短時間勤務教職員の場合は20日を超えない範囲で勤務時間・日数に比例する。

(5) 服務等

服務、分限・懲戒、研修、災害補償等については、現行の常勤教職員に準じる。ただし、育児休業（部分休業は除く）、外国の地方公共団体の機関等への派遣は適用除外とする。

(6) その他

常時勤務教職員は、共済組合に加入する。

短時間勤務教職員は、健康保険は共済組合、厚生年金保険は日本年金機構に加入する。

また、常時勤務教職員及び短時間勤務教職員ともに互助会と雇用保険に加入する。

6 選考

地方公務員法第15条の規定に基づき選考を実施する。

(1) 選考実施時期

令和5年11月下旬～12月上旬（予定）

(2) 選考基準

ア 令和5年度暫定再任用教職員については、令和5年度の任期における勤務成績が良好であること。

イ 選考対象職務を遂行する能力・資格があると認められること。

ウ 暫定再任用によって引き続き勤務する意欲があること。

エ 健康状態が良好で、暫定再任用の職務に堪え得ること。

(3) 選考方法

希望する勤務形態	退職時の身分	選考方法
常勤	県立学校に在籍していた教育職員	書類審査（注1）
	市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員	書類審査（注1）
	教育庁及び教育機関に勤務していた専門的教育職員	書類審査（注1）
短時間	県立学校に在籍していた教育職員	書類審査（注1）
	市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員	書類審査及び面接審査
	教育庁及び教育機関に勤務していた専門的教育職員（注2）	採用籍が県立学校の者：書類審査（注1） 採用籍が小中学校の者：書類審査及び面接審査

（注1）状況に応じて面接審査を実施する場合がある。

（注2）採用時の職が養護教諭、栄養教諭であった者にあつては、採用時の勤務校が県立学校の場合は書類審査、小中学校の場合は書類審査及び面接審査により選考を行う。

(4) 面接審査実施について

対象者に対し、面接審査の詳細について、別途、通知する。

7 提出書類及び手続き等

- (1) 現在、県立学校に在籍する教育職員、教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員又は市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員（非常勤を含む）

提出者	提出書類	提出先	提出期限
申込者	暫定再任用教職員選考申込書（様式1）	所属長（注1）	令和5年10月20日（金）
所属長（注1）	暫定再任用教職員に係る意見書（様式2） ※様式1に添えること	学校企画課長	令和5年10月31日（火）

（注1）申込者が、小学校、中学校及び義務教育学校の校長の場合は当該市町村教育委員会教育長をいう。

- (2) (1)以外の者

提出者	提出書類	提出先	提出期限
申込者	暫定再任用教職員選考申込書（様式1） 教員免許状の証明書等（注2）	学校企画課長	令和5年10月31日（火）

（注2）教員免許状の証明書等とは、授与証明書又は普通免許状の写し（コピー）及び更新講習修了確認証明書の写し（コピー）をいう。

※島根県教育委員会において授与された普通免許状については、教員免許状の証明書等の書類は提出不要

※免許状記載の氏名や本籍地に変更がある場合には、変更を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること

8 選考結果

- (1) 令和5年12月に申込者全員に対し選考結果を通知する。
- (2) 選考の結果、令和6年度暫定再任用教職員候補者名簿に登載する。名簿の登載有効期間は、登載された日から令和7年3月31日までとする。

9 問い合わせ先

教育庁学校企画課人材育成スタッフ（0852-22-6894）